

豊橋市優良工事施工業者公表及び表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注した建設工事を優秀な成績で施工した建設業者（以下「優良工事施工業者」という。）を公表及び表彰するために必要な事項を定め、その技術及び意欲の向上を図るとともに、もって本市における公共工事の適正な施工及び品質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 工種 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事の種類をいう。
- (2) 業者 市が発注した工事の受注者で、建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。
- (3) 工事成績評定点 豊橋市工事等検査要綱第9条に定める工事成績評定表（様式第1）の評定点合計をいう。

(対象工事)

第3条 公表及び表彰の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注した工事のうち、公表年度の前年度（以下「対象年度」という。）に完了した工事で、請負金額が130万円以上のものとする。

(優良工事施工業者となる基準)

第4条 前条に規定する対象工事を施工した業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を優良工事施工業者とする。

- (1) 工事成績評定点85点以上の工事を施工した業者
 - (2) 同じ工種で2件以上の工事を施工し、かつ、すべての工事において工事成績評定点80点以上である業者
- 2 前項の規定にかかわらず、対象工事を施工した業者が次の各号のいずれかに該当したときは、優良工事施工業者としないものとする。
- (1) 対象年度に施工した同じ工種の工事が、平均工事成績評定点を下回ったとき。
 - (2) 対象年度に施工した工事が、工種を問わず工事成績評定点65点未満となったとき。
 - (3) 対象年度の4月1日から公表日の前日までに、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成6年4月1日決裁）による指名停止の措置を受けたとき。

(公表の方法)

第5条 公表は、本市ウェブサイトにおいて業者名、工事名、工事場所及び評価点を掲載して行うものとする。

(表彰者及び表彰の方法)

第6条 表彰者は、第4条に掲げる優良工事施工業者とし、市長が決定する。表彰は、対象工事の完了した翌年度の市長が定める日に、表彰状を授与して行うものとする。

(表彰の除外)

第7条 前条の規定にかかわらず、優良工事施工業者が表彰の日の前日までに 豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領による指名停止を受けた場合は、表彰の対象から除外する。

(要領の改定)

第8条 優良工事施工業者となる基準の変更については、豊橋市建設工事審査会に諮り決定する。

(庶務)

第9条 優良工事施工業者の公表及び表彰に係る庶務は、財務部契約検査課において処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成31年4月1日から施行する。

(豊橋市優良工事施工業者選定及び公表要領及び豊橋市優良工事施工業者表彰要領の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 豊橋市優良工事施工業者選定及び公表要領（平成20年8月1日決裁）

(2) 豊橋市優良工事施工業者表彰要領（平成28年4月22日決裁）